

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき  
厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 19 条の 8 に基づく、都道府県知事等による指定病院の指定については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成 8 年 3 月 21 日厚生省告示第 90 号。以下「指定病院告示」という。）に則り行うこととしているところです。

今般、長期入院の精神障害者の地域移行を進める中で、外来患者数の増加が予想されることを踏まえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 75 号）により、指定病院告示が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、その運用に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下の医療機関及び関係団体等に周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 改正要旨

指定病院の外来患者に係る医師配置標準について、医師 1 人当たりの外来患者数の標準を 80 人とするよう算定方法を改めることとする。

### 2. 適用時期

平成 30 年 4 月 1 日